

第2回 改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議
議事要旨

1. 日 時 令和5年8月7日(月) 15:00~16:50
2. 場 所 紀尾井カンファレンス メインルーム
3. 出席者 別紙1のとおり
4. 議 事 別紙2のとおり
5. 議事概要

- 冒頭、国土交通省住宅局長より挨拶。
- 国土交通省より資料1、資料2-1について説明。
- 岩手県より資料2-2について説明。
- 静岡県より資料2-3について説明。
- 国土交通省より資料3、資料4、資料5について説明。
- 各団体からの意見、要望等は以下のとおり。

【全国住宅産業地域活性化協議会】

- ・改正法を円滑に施行するため、長期優良住宅の認定を受けた建築物については、建築確認の審査を一部省略できるなどの検討をしていただきたい。
- ・4号特例の見直しの速やかな円滑施行のためには、メーカー・流通事業者・工務店がグループとして連携する地域型住宅グリーン化事業が非常に重要な施策であると考えている。

【中大規模木造プレカット技術協会】

- ・4号申請マニュアルの公表・配布予定時期が11月下旬とあるが、11月下旬からだに対応期間が足りないののでできれば前倒しをしてほしい。前倒しできない場合でも、どのようなものがわかると円滑施行に向けた取組みがしやすい。

【住宅・建築SDGs推進センター】

- ・省エネ適判の講習について、すでに判定員の資格を持っている者などは追加の講習を受けることなく判定業務を行うことができるか。
→国土交通省より「すでに省エネ適判講習を受けている者などは追加の講習等受けずに判定業務を行うことができる」と回答。

- 国土交通省住宅局大臣官房審議官より閉会の挨拶

以上